

# 国勢調査前史(II)

——明治人口統計史の一齣——

藪内武司

## [IV]

### (i)

1879〈明治12〉年の「甲斐国現在人別調」が、「他府県人別政表之模範」<sup>1)</sup>として、国勢調査の予備的試験調査の役目を担っていたことは、杉亨二のつぎの言からも明らかである。

「現在人別の調査は根本である、国家の必要なる事である、其必要なる事は明了なれども、此調査を挙行するには学者の熟練も必要にして、多額の費用も亦必要である、乍去邦国の大事業なれば軽挙を慎まざるべからず、始めて之を行ふて一たび誤まれば、再び容易に取り返し得べき事では無い、此問題には甚だ苦心した、遂に一県にして民数の寡少なる一国の調査を行ひたらむには大体の目途を知り得べしと決した」<sup>2)</sup>

また、花房直三郎<sup>3)</sup>も、「甲斐国人別調は国勢調査第一回の試験なり、同一の調査を全国に施行せんことを予期し、先ず其の試験として之を甲斐国に施行したるものなることは当時の記録之を徴するに足る」<sup>4)</sup>という。したがって、「甲斐国現在人別調」の結了をまって、ただちに「全国現在人別調」へと進展するのは、時間の問題の筈であった。だがそれはいっこうに具体化しなかった。

もっとも、この1回かぎりの「地方」調査だけで、ただちに「全国」調査が実現するとは、統計関係者も考えてはいなかった。たとえば、1878〈明治

11) 年 11 月の太政官調査局伺いに、「一个国ノ政表編成ノ上御頒布相成候ハ、各地方ニ於テモ之ヲ標準トイタシ追々全国ノ人別政表モ成功ヲ期スルニ可至哉ト勤考仕候」<sup>5)</sup>(傍点…引用者)からも読みとれるように、まず、一地方での「人別調」をテストケースとして実施し、その後、各地方への漸次的な拡大が企図されていた。同じ時期、パウル・マイエット<sup>6)</sup>は、つぎのように考証している。

「日本に於て近代的意味に於ける人口調査の嚆矢ともいふべきは、一八七九年十二月三十一日に行はれた甲斐国の調査であった。此は普魯支那の国に其範を採ったものであって調査の結果は統計局に依って調製され、詳細にして優秀なるものとして一八八二年六月に公表されたのである。しかし此輝かしい第一歩に対して其後は必ずしも其にふさはしい前進が続けられたとは云へなかつた。若し日本全国の人口調査を一齐に行はんとするならば甲斐の人口調査に於ける経験に徴し、(……)其費用は高々六十万円位のものであらう。其にも不拘、恐らくは此一度の大支出を避けんが為であらうと思はれるが人々は唯此を同じ方法で順次に他の国々に施行しようと計画してゐる。若し日本が窮極の目的として直ぐ次に全国一齐の人口調査を施行する積りであるならば此徐ろな前進も其が次第に大きな人数を完成して行くと云ふ点で有害でない許りか利益にすらなるのである。」<sup>7)</sup>

マイエットも指摘するように、全国レベルの調査へと拡大できなかった最大の理由は、財政上<sup>8)</sup>の問題であった。

くわえて、統計調査にたいする専門スタッフ、すなわち統計職員の問題があった。たとえば、「甲斐国現在人別調」のあと、政府は、杉にたいして「東京府の調査を命ぜしが、予(杉：注…引用者)は遺憾ながら之を辞退」<sup>9)</sup>している。ではなぜ、近代的統計調査の主導者として、かねてより、国勢調査の早期実施に、ひたむきな情熱をもやす杉が、東京府の人口調査を辞退したのであろうか。「其故は、東京府の如き人家稠密にして社会状態の極めて複雑なる所を調べんとするには、熟練なる許多の人手を要し、其当時に於ては之を得る見込なきにも非ざりしが……、一般的調査に於ても巡調者(調査員：注…引用者)に経験なく、……杜撰の調査は偶々当路者を過まり、寧ろ初

より調査せずには如かずとの感あるに至らしむべし<sup>10)</sup>と、杉が語るように、練達の統計実務家および統計調査員の不足を理由として、彼は東京府<sup>11)</sup>の人口調査を断念している。

このことは、当時「統計技術者を求めることが如何に難事であったか。また甲斐国人別調に際してこの点について如何に困られたかを」<sup>12)</sup>如実に語るものである。しかし、統計専門家の不足という問題は、統計調査ないし統計学がわが国に導入されて、まだ日も浅い当時であって、一朝一夕に解決できるものではなかった。これについて、

「ドクトル・エンゲル氏に書を寄せて独逸帝国国勢調査に関する書類の寄贈を請ひ之を訳出して当路の参考に供すると共に普国統計局付属のセミナールに倣ひ特に官立の教育機関を設けて後進を養成し大に統計学の智識を普及せしむるは国勢調査の実施上最も緊要の準備たるべきを主張したりしが経費に制せられて容易に実行の運に至らざりしを以て有識の士数名と相謀り朝野有志の賛成を得て私立統計学校を開設し一時の急需に応ぜしめたり是れ実に我邦統計事業の改良進歩を促したる一大原動力たりしは事蹟の吾人に明示する所なり」<sup>13)</sup>

と、語られるように、統計院は統計専門家の養成についての資料を広く求めた。ここで、プロイセン統計局長エンゲル（Christian Lorenz Ernst Engel）より送付された書類中に述べられているプロイセン統計局セミナールの一件が、わが国における官立の統計教育機関設置の必要性を認識させた。この結果、統計関係者たちの朝野各界への運動が実を結び、官立にはいたらなかったものの、民間の統計教育機関「共立統計学校」<sup>14)</sup>が1883（明治16）年6月、設立される。同校はわずか3年にして廃校となるが、そこで育った多くの卒業生は、その後のわが国の統計関係の各分野で先駆的活動をなしていく。

(ii)

「甲斐国現在人別調」が、一回かぎりの試験調査として終わったことに、いま一つの理由を付けくわえることができよう。すなわち、調査実施者たる中央統計機関が、あいつぐ機構改革によって、機能縮小のやむなきにいたっ

たことである。太政官調査局調査掛の手で実施された「甲斐国現在人別調」は、太政官会計部統計課（1880〈明治13〉年3月3日〜）へと機構変遷のあと太政官統計院（1881年5月30日〜）時代に、その調査結果書が刊行（1882年10月）される。この変遷を機構名でみるかぎり、政表掛→政表課→統計院と、中央統計機関の充実、拡大によって、ここでの機能は一層の進展、拡充が図られた感がある。しかし、その実態はというと、まず、1880年の会計部への所属は、それまでの法制・調査両局の廃止によるものであった。つづく政表掛から政表課への移行は、いっけん部局の昇格にみえるが、これもまた、実質的には部局の機能削減である。政表掛時代（1879年12月末現在）、杉亨二権大書記官をふくめて29名の職員は、政表課への機構改革にともなって20名へと縮小されてしまう。このことは、杉にとっても精神的に衝撃を与えられたことは推察に難くない。

このあと、1881〈明治14〉年5月30日、わが国中央統計制度史上、一大飛躍ともいふべき太政官統計院の設置をみるが、ここでの機構拡大もその実状は、統計関係者にとって素直に喜べないものがあつた。この改変には、参議大隈重信の力があずかって大きい。いま、大隈の言を、つぎの建議書でみてみたい。

「現在ノ国勢ヲ詳明セサレハ政府則チ施政ノ便ヲ失フ過去施政ノ結果ヲ鑑照セサレハ政府其政策ノ利弊ヲ知ルニ由ナシ故ニ現在ノ国勢ヲ詳明シ過去施政ノ結果ヲ鑑照スルハ是レ政府ニ在テ欠クヘカラサルノ務ナリ而テ今日全国耕地荒地ノ幅員如何各地ノ土質地味如何人民所用ノ舟車牛馬ノ数如何各地商業ノ盛衰如何戸口ノ増減如何貨物運輸ノ便否如何罪犯囚徒ノ消長如何等其他現在ノ国勢ヲ一目ニ明瞭ナラシムル者ハ統計ニ若クハ莫シ又現在ノ国勢ヲ以テ之ヲ既往ニ比較シ過去施政ノ得失ヲ証明スル者ハ亦タ統計ニ若クハナシ是ヲ以テ政府夙ニ其大用アルヲ察シ太政官中ニ政表課ヲ設置セラレタリ昨年官中新ニ六部ヲ置カル、ニ臨ミ乃チ之ヲ会計部ニ并セ同部中ニ於テ別ニ統計ノ一課ヲ設ケラル然レトモ当初ヨリ今日ニ至ル迄ノ統計事務ノ実績ヲ察スルニ主務ノ吏員ノ拮据勉勵スルニモ拘ラス其編製スル諸表ハ多ク三四年前ノ事物ニ係リ現在ノ国勢ヲ一日ニ表示シテ施政上ニ参照ノ便ヲ与ルコト能ハス又其既往三四年前ノ事物ニ関ス

ル諸表ト雖トモ僅ニ政治上ノ一少部分ヲ示スニ止リ未タ其全体全部ヲ充分ニ表出スルニ至ラス故ニ政府ニ於テ一旦施政上ノ参照ニ供スルカ為メ某々ノ事物現在既往ノ状況ヲ詳細セント欲スルコトアル毎ニ之ヲ主務ノ統計課ニ求ムルコト能ハスシテ其事業ニ関スル官衙ニ就キ所要ノ報告ヲ不時ニ要求スルコト多シ而テ是等ノ官衙ハ不時ノ需ニ応スルカ故ニ固ヨリ之ヲ咄嗟間ニ弁スルコト能ハサルヲ以テ動モスレハ必要ノ時日ニ後レ遅除ノ恨ナキヲ得サルナリ其斯ノ如キ不都合ヲ致ス所以ノ者ハ一ニ完全ナル統計表ノ編製ナキニ坐スルノミ抑モ統計ノ業タル施政ノ実務ニ遠離スルノ外觀アルカ為メニ其材料ヲ有スル諸官衙ニ於テ報告徴集ヲ等閑ニ付スルノ弊ナキニアラス又統計課ニ在テハ其仕組ノ狭少ナルカ為ニ充分ナル編製ヲ遂ルコト能ハス是則チ完全ナル統計表ナキ原因ノ大ナル者ナリ故ニ願クハ今六部ノ外ニ於テ別ニ一院ヲ設ケ鋭意統計ノ業ニ従事センメ別紙ノ如ク其職制章程ヲ定テ其規模ヲ大ニシ且ツ内閣重官ヲ以テ其首長ヲ兼務センメラレンコトヲ斯ノ如クンハ完全ナル統計総表ノ製出ヲ望ムヘク政府始メテ現在ノ国勢ヲ容易ニ鑑照スルノ便ヲ得テ又過去施政ノ結果ニ就キ政策ノ利弊ヲ発見スルノ端緒ヲ得ヘキナリ統計院職制章程及ヒ經費定額ノ概算別紙ニ記載シテ進ム右謹テ御裁可アラシムコトヲ請フ

明治十四年四月

参議 大隈重信 ④<sup>15)</sup>

大隈が、上の建議書を提出するについては、すでに1879（明治12）年12月、杉からの「政表局ヲ置レンコト」<sup>16)</sup>との建議や、マイエットからの「統計条例草案」<sup>17)</sup>の呈示、日下義雄からの「中央統計院」<sup>18)</sup>設置の意見などが伏線としてあった。これらの要望が大隈の建議へとまとめられ、建議書にみるように中央統計機構の拡大、昇格という意向を入れた文言となっている。だが、大隈の真意は別にあった。すなわち、統計院の設立が、「明治十四年の政変」の直前にあたることから、つまり、この時期における大隈の立場は、政府内で憲法奏議を端緒として、伊藤博文と根本的に対立し、孤立状況におかれていた。統計院の設立は、国会開設の急進派にたつ大隈が「明治十六年の国会開設を企図し、そのために自分の配下に有能な人材を集めて統計院の調査機能を利用して情報を収集しようという狙い」<sup>19)</sup>があったことは疑いえない。

大隈の意図する「統計院」の業務内容は、「完全ナル統計総表」の編成にとどまるものであった。したがって、大隈は、第二義統計（業務統計）による「統計表」ないしは「統計書」の作成を統計院の主務と考えており、中央統計機関本来の業務、すなわち第一義統計（調査統計）は考慮の外にあった。事実、統計院が設置されると『統計要覧』<sup>20)</sup>や『統計年鑑』<sup>21)</sup>の編集がはじまり、刊行をみるが、それは、主として各省庁から収集した材料の編纂業務にとどまり、統計院における新規の統計調査は皆無であった。

その一方、新生統計院の人事面では、逐日、増員が図られ、いっきょに50人近い陣容へとふくらむことになる。だがその実は、「大隈参議が長官（院長：注…引用者）となって、政表課は統計院と改称あり、新聞記者数名が俄に統計院に拝命して、書記官」<sup>22)</sup>として登用されたのである。ここで、新聞記者たちとは、矢野文雄（龍溪）、牛場卓蔵、尾崎行雄、犬養毅らをさす。統計院長には大隈自らが就任し、院長代理の権限をもつ幹事には大隈の第一のブレーンといわれた矢野が起用され、尾崎、犬養は権少書記官に任用されている。杉は第二課長に任命されるが、杉が政表課時代の部下であった相原重政、世良太一らの政表課生えぬきのグループは、たんに課係長として、尾崎、犬養らの下位にとどめられることになったのである。尾崎、犬養らの統計院への登用は、立憲制即時施行を主張する大隈配下の幕僚として、急速な議会開設を構想する要員の役目を担っていた。したがって、最初から統計業務を本務として考えているのではなかった。尾崎、犬養らが「毎日、政談に明けくれ、これを杉はじめ旧政表課の職員が快く思わなかった」<sup>23)</sup>のは当然である。呉も懐旧談で「高等官中には新聞記者上りの統計が何だか分らぬ人が多かったので、統計を畢生の事業と考へて居たものは非常に失望致しました。折角統計官庁が拡張されても身を統計に託して居るものには何の利益もなく、皆外から這入って好位置を占めてしまひました。杉さんの部下ばかりでなく杉さん自からも従来の権大書記官か大書記官位で極めて不遇の位置に居られた」<sup>24)</sup>と、語るように、統計院は政争の具として利用され、本来の統

計業務は惨憺たる状況であった。くわえて、いわゆる「明治十四年の政変」によって、1881〈明治14〉年10月13日、大隈院長の免官とともに、矢野、牛場、尾崎、犬養なども退官し、奏任官中の残留者は、杉ただ一人となってしまい、「出院して見れば、院内は前日に似ず、寂莫として居て人は云ふ昨晩大隈参議を始めとして皆辞表を奉りける」<sup>25)</sup>と、杉が述懐するように、統計院は「甚だ勢力のない」<sup>26)</sup>状況にたちいたる。したがって、統計院の業務も、わずかに「甲斐国現在人別調」の整理と、『統計年鑑』の編集のみとなった。

1885〈明治18〉年12月18日、内閣制度の大改革がおこなわれる。統計院は内閣統計局として新発足するが、新生統計局の機構は、またもや大幅に改編、縮小されることになってしまう。さらに杉亨二の退官をはじめとして、主脳陣においても休官、転任者が続出する。統計局の機能は、たんに『統計年鑑』の作成が続けられるだけであった。このような情勢において、「甲斐国現在人別調」につづく筈であった「全国人口調査」は、完全に暗礁に乗りあげる。

くわえて、内政面では、憲法制定の準備や西南戦争に端を発する不換紙幣の整理問題、外交面では、朝鮮の情勢を契機とする陸海軍の軍備拡張などの問題が、政府新財政を圧迫し、経費上からも全国的な「人口調査」にたいする政府の姿勢は、前途険しいものとなってしまふ。

1893〈明治26〉年、財政上の理由を大義名分に行政整理が断行され、官制改正が実施される。即効的な成果のみられぬ業務は真っさきに整理の対象とされた。統計にたいする理解がまだ不十分な当時であって、統計機構がその射程に入ったのは当然である。統計局は、内閣所属の一小課、すなわち統計課へと縮小される。このような弱体化に遭遇して、統計課の業務は数種の統計書の編纂にとどまり、新規統計調査の企画、実行はいうにおよばず、既存資料の分析、研究なども絶無の事態にたちいたる<sup>27)</sup>。この結果、「帝国議会開会以来は益政費の査定節減を主とし、中々詮察ス（センサス：注…引用者）

どころでなく、統計事業も一時有るか無きかの如くになり、吾々も述懐の間に永き年月を送りました<sup>28)</sup>。したがって、「丁度明治十四、五年後から暫らくの間の日本といふものは、センサスの如き新規なる大事業を実施するには大変に不適當なる年によって居る……。政治家の頭からは、センサスといふ考へが一時消えた。政府中にセンサスといふ考へを持続して呉れる首脳となる政治家といふものが無くなって仕舞った。……杉先生も明治十八年末統計院廃止と共に野に退くやうな形になられた……」<sup>29)</sup>。

ここにおいて、政府の主導による国勢調査への途は、まったく絶たれてしまった。

「そこで其思想（国勢調査：注…引用者）を誰が継続したかといふことが問題になりますが……東京統計協会に渡邊洪基といふ人が初め会長をして居られましたが、此渡邊洪基といふ会長の指導の下にセンサスを実施しなければならぬといふ議論が……起って、明治十七年の十月に統計協会で此センサスのことを調査致して、十九年の三月……に渡邊会長の名を以て其時分の石橋統計局長にセンサスを実施して貰いたいといふ取調書を提出してある」<sup>30)</sup>。

かくて、「政府中でセンサスを実施しやうと云ふ思想が消えて仕舞ってから、民間の方に此思想が移って」<sup>31)</sup>くるのである。すなわち、官庁統計機構の弱体化とは反対に、活発化するのが民間の統計団体の活動である。

### (iii)

わが国における「国勢調査は民間の手で育成され、その力によって成熟した」<sup>32)</sup>と語られるように、民間における統計団体の不断の促進運動、および統計関係者の熱心な啓蒙活動を見すごすことはできない。

当時、民間の統計団体としては、1876（明治9）年に結成されたスタチスチック社と、1878（明治11）年に結成された東京統計協会の二つの機関が、それぞれ活発な統計活動を展開していた。とりわけ、東京統計協会は、「明治十七年以来三十余年間、終始国勢調査事業に尽瘁し、本事業上におけるその功績は誠に甚大」<sup>33)</sup>な貢献を残していくことになる。



東京統計協会は、1884〈明治17〉年4月1日の定期会において、国勢調査にかんする「所説ヲ蒐集シテ……調査ノ目的ト其功用トヲ明カニセン」<sup>34)</sup>ことを議題として決定し、同年11月15日の定期会で、調査委員に小野彌一、高橋二郎、相原重政、吳文聰、依田昌言、辻啓一郎、武市利美<sup>35)</sup>の7名を選んだ。委員は数カ月の調査をへて、1885年6月、渡邊会長に調査結果を報告し、翌86年3月、会長から「人口調査草案」<sup>36)</sup>および参考書類が石橋統計局長に提出される。

しかし、時あたかも帝国主義の開幕期を迎えて、国会開設、日清戦争の勃発など内外多事のなか、国勢調査の問題が顧みられるまでにはいたらなかった。しかもこの時期（1893年）、さきにみたように内閣統計局は縮小されて統計課に格下げされている。このような状況において、「人口調査草案」の提出は、なんらの反響もなく、全国「人口調査」実施の機運は一向に熟さなかった。

(iv)

いうまでもなく、当時、全国人口統計がまったくなかったわけではない。同時期の人口統計は、1872〈明治5〉年に実施された「戸口調査」によってえた確定人口を基礎にして、年々の出生・死亡数と戸籍変更の届出を加除した結果から、本籍人口を推算するという方法をとっていた。1883〈明治16〉年11月、内務省は「戸籍様式」を定め、翌84年からこれまで曖昧だった出入寄留の戸籍取り扱いを明確化した。さらに1886年5月の戸籍法改正で、寄留手続きを詳細に定めた。すなわち、地方庁より毎年戸籍表を徴集し、本籍人口に出寄留、入寄留を加除籍する方法がとられた。また、従来の年首（1月1日）現在調査は、1886年から年末（12月31日）現在調査方式に改められ、年末の現在人口が推計されることになった。さらに、戸籍事務として、死産調査、出生届洩れ調査が開始されている。

1898〈明治31〉年7月、戸籍法が改正される。この結果、戸籍業務は司法

省に移管され、人口統計にかんする業務は内閣統計局が担当した。これによって、人口統計においても官庁統計の「行政と統計の分離」の原則が一步前進することになる。くわえて、統計局は、「人口静態統計」と「人口動態統計」を発表、この時期にまがりなりにも、人口統計の分野でも統計学的知識が導入され、「静態調査」と「動態調査」の二本建ての体系で調査が進められる。

「人口静態統計」調査は、1898年に第1回が実施されて以来、5年ごとに、すなわち、1903、08、13、18年と前後5回実施され、その中間年次はつぎにのべる「人口動態統計」によって補間された。すなわち、「人口動態統計」は、1899年以降、全国の各市町村長から、出生、死亡、婚姻および死産の資料を統計小票によって徴集し、統計局の中央集査の方法で、開始される。1948年以後は、厚生省の「人口動態調査」へと受けつがれ、今日にいたっている。

戸籍業務にもとづく人口動態統計は、明治も中期をむかえ、このように一段と整備されていくのであるが、新「人口静態統計」は「現行の調査法（第二義統計調査：注…引用者）にては之を現在人別調（第一義統計調査：注…同）を実行せるものに比すれば其価値に差異ある蓋し霄壤も畜ならざるべし」<sup>37)</sup>と指摘されるように、「人口静態統計」の基礎資料は、依然として従来と同じく戸籍台帳にもとづく第二義統計調査であった。したがって、出入寄留の問題が依然として残り、かなりの脱漏や重複をふくむものとして、精度の低さは否定しがたかった<sup>38)</sup>。むしろそれ以上に、このような戸籍にもとづく人口動態統計の制度化によって、「ある意味ではかえって、国勢調査の実施をおくらせた一因」<sup>39)</sup>として作用する結果になった。というのは、「警察国家的な明治政府にとっては、戸籍簿体系が国のすみずみにいたるまで整っていることこそ肝要」<sup>40)</sup>なことであり、それ以上は望まれなかった。すなわち、「戸籍ハ経国ノ要務ニシテ、警察、徴兵、収税、学制、農商工務等凡百政治ノ基礎タルハ言ヲ須タズ、殊ニ統計ニ於テハ最モ先ニスベキ急務ナリ」<sup>41)</sup>との一文は、

「絶対主義的な明治政権下における戸籍の意義」<sup>42)</sup>を端的にあらわしている。

いま、その欠陥の理由をみてみると、まず「第一 出産死亡の実数を得ること難き事」<sup>43)</sup>があげられる。すなわち、出生の届出が遅れて、追補記入がおこなわれることによって、過去にさかのぼった出生まで混入されること。死亡の届出洩れや、寄留地における死亡届の提出が調査期日までに本籍に通知されない限り生存者として取り扱われることなどから生じる錯誤である。つぎに「第二 出入寄留人の実数を得ること難き事」<sup>44)</sup>、これである。たとえば、東京府下の人口について、つぎのような著しい差異が指摘される。すなわち、警視庁の人口調査と東京府庁の調査との比較でみると（表II-1）、いずれも府庁調査の方が10万人前後上回っている。この大きな相違の原因は、本籍人口よりも寄留人口によるものである。つまり、警視庁調査は「実地に就て計算するものなれども人々届出の手数を厭ひ家内に移動あるも陰蔽して実を告げざること流弊」<sup>45)</sup>であることから人口に脱漏がやすく、一方、府庁調査は「戸籍簿より計算するものなるを……、省令の趣旨貫徹せず唯入る者来る者（入寄留等の届出）に注意し出る者去る者（出寄留又は退去等の届出）に注意を欠」<sup>46)</sup>く結果、多数の重複を生じる。この脱漏と重複との差が著しい不正確さを生み出すことになる。

表 II-1 東京府下本籍人口

年 次	警視庁ノ調	東京府ノ調	差 数
明治 16 年	872,956	977,096	104,140
同 17 年	903,050	997,281	94,231
同 18 年	911,038	1,032,108	121,070
同 19 年	911,068	1,051,428	140,360
同 20 年	945,235	1,072,072	126,837

資料：横山雅男「人口調ノ実施ヲ望ム」『経済及統計』第21号，1890年9月，389ページ。

明治も中期にはいり、産業資本の発展が進行するにつれて、人口移動も増加し、従来の戸籍届出主義にもとづく第二義統計では、正確な人口の現在状

況を把握することができなくなりつつあった。それゆえ、第二義統計としての人口動態統計とともに、第一義統計としての人口静態統計の必要性が叫ばれた。くわえて、この時期、自由民権運動が各地で台頭し、1888年、市制および町村制が公布される。これは、市会議員および町村会議員の選挙をともしなうものであった。したがって、その定員数の決定にたいしては、正確な人口の確定が基本条件となった。このような政治面からも、「我国市町村制を实行するの期は明年四月にあるを以て之に先って必ず完全なる人口調査」<sup>47)</sup>を実施すべしとの要求がだされるのであった。

産業資本主義の確立から、帝国主義への過渡期、都市での工業の発展をつうじて、農村人口の都市流入が進行する時期に、すなわち「都市人口の正確な把握がもっとも必要とされた時期」<sup>48)</sup>に、旧来の戸籍簿にもとづく第二義統計では、「人口の現在状況をとらえることができず、したがって選挙や市場把握の資料としては役に立たないばかりではなく、この統計によっては、人口の職業構成を知りえないということが」<sup>49)</sup>致命的な欠陥となって、国勢調査の必要性が強調されるにいたる。

しかし、明治中期におけるわが国の人口統計は、1872年の「戸口調査」にはじまる戸籍簿をもとにした第二義統計がもっぱらの中心となって、第一義統計調査は一向にかえりみられず、国勢調査促進運動も沈滞期をむかえることになる。

ただ、この間においても、民間においては、断続的ではあったが、国勢調査の必要性を説く声がみられる。杉亨二、呉文聰、高橋二郎、横山雅男、白井喜之作、相原重政といった統計関係者たちは、『統計集誌』、『統計学雑誌』そして『東京経済雑誌』誌上などで、地道な論陣をはり、国勢調査促進の運動を続ける。この運動が再燃する時期がくる。「おくれて発展した日本資本主義のすべての部面にみられるように、このばあいにも、外からの力、国際的な力が加えられ」<sup>50)</sup>てである。すなわち、それを触発したのは、国際統計協会から日本政府にあてられた、1900年「世界人口センサス」への参加勸

誘であった。

〔注〕

- 1) 統計院編『甲斐国現在人別調』, 1882年, 1ページ。
- 2) 世良太一編『杉先生講演集』, 1902年, 47~48ページ。
- 3) はなぶさ なおさぶろう, 1857~1921, 内閣統計局長 (1898~1916), 1913年アメリカ統計協会名誉会員に推され, 16年統計局長辞任後も統計局顧問, 臨時国勢調査局参与, 国勢調査評議会評議員, 国勢院参与など歴任。東京統計協会副会長 (1897~1918), 統計学社評議員などをつとめる。
- 4) 花房直三郎「明治十二年末の甲斐国」『統計学雑誌』第264号, 1908年4月, 105ページ。
- 5) 「統計院沿革 (太政官沿革志二十九)」, 総理府統計局編『百年史』第1巻, 総記上, 427ページ。
- 6) Paul Mayet, 1846~1920, ドイツの保険・統計学者, 1875年来日。主著に『農業保険論』(1890), 『日本農民ノ疲弊及其救治策』(1893) などがある。
- 7) 高橋梵仙「べい・まいゑつと氏の日本人口統計論」『統計集誌』第721号, 1941年7月, 39~40ページ。高橋梵仙編『日本人口統計史』, 大東出版社, 1942年, 128~129ページ。高橋梵仙編著『日本人口統計史論集』(上), 大東文化大学東洋研究所, 1975年, 111~112ページ。
- 8) ちなみに, 甲斐国現在人別調の経費は, つぎのように報告されている。
 

「政府ノ出費に係ル者	
一 人別調心得書家別表小札等	三百九拾九円四拾七銭
一 編纂及ヒ写字	三千三百八拾貳円四拾壹銭六厘九毛 (本條末々決算ヲ得ス依 テ少シク差異アルベシ)
一 筆墨紙及ヒ附属品	九拾四円三拾八銭貳厘五毛
一 家別表運送等	七円五拾銭
一 人別調費手当	五百円
甲斐国人ノ出費に係ル者	
一 甲斐国九郡人別調費	千三百七拾六円貳拾貳銭六厘四毛
	メ 五千七百五拾九円九拾九銭五厘八毛

但此外巡回費五百六拾三円三拾九銭ハ政府臨時ノ出費ニ係レバ之ヲ算入セズ  
(統計院編, 前掲書, 4~5ページ)。
- 9) 杉亨二「国勢調査の経験」『統計学雑誌』第290号, 1910年6月, 187ページ。  
『東京日日新聞』1910年6月5日付。
- 10) 杉亨二, 同上誌, 187ページ。
- 11) なお, この東京府の人口調査計画にかんしては, 「他に何等の資料も見当らな

- い」(高津英雄「国勢調査前史資料」(二),『統計局研究叢報』第3号,1953年1月,3ページ)が,高津は横山の言(「先づ人口調を実行すべし」『統計集誌』第95号,1889年7月,253ページ)と岡松徑の言(「明治九年以降十年間漫録」『統計学雑誌』第303号,1911年7月,305ページ)から同調査計画の存在を傍証される。
- 12) 松田泰二郎「国勢調査発達史」,高野岩三郎先生喜寿記念論文集編纂委員会編『インフレーション・統計発達史』(高野岩三郎先生喜寿記念論文集1),第一出版,1948年,145ページ。
- 13) 寺田勇吉「国勢調査に就て」『統計集誌』第359号,1911年1月,134ページ。
- 14) 設立の経過については,拙稿「日本における民間統計団体の生誕——『表記学社』とその系譜——」『経済論集』(関西大学)第26巻第4・5号,1977年1月,を参照されたい。
- 15) 総理府統計局編『百年史』第1巻,総記上,555ページ。
- 16) 「政表課誌」,総理府統計局編,同上書,383ページ。しかし,この建議は,1879年12月,「官中将ニ改革アラントス暫ク之ヲ措ケ」(同上書,383ページ)とのことで,中止となっている。
- 17) ベ・マエット述「統計条例草案」,総理府統計局編『百年史』第1巻,総記上,556~592ページ。
- 18) 総理府統計局編『八十年史』,17ページ。
- 19) 細谷新治「抄智契事始(2)」『書窓』第25号,1976年10月,14ページ。
- 20) 1881年刊,統計院編『統計年鑑』(1882年刊)の前身となる。
- 21) 1882年,第1回『統計年鑑』を刊行する(以後,毎年刊行)。第5回から『日本帝国統計年鑑』,第56回(1937年刊)から『大日本帝国統計年鑑』と改名,第59回(1941年刊)まで刊行して,その後刊行停止。戦後は1949年に『日本統計年鑑』として復刊,今日にいたる。
- 22) 世良太一編,前掲書,52ページ。
- 23) 細谷新治,前掲誌,14ページ。
- 24) 呉文聰「統計懐旧談」『統計学雑誌』第374号,1917年6月,201ページ。林周二・由井常彦編『呉文聰著作集』(以下,呉文聰『著作集』と略す…筆者)第2巻論文・翻訳・講義録,1974年,217~218ページ。
- 25) 世良太一編,前掲書,53ページ。
- 26) 呉文聰,前掲誌,201ページ。同,前掲書,218ページ。
- 27) 行政改革という名のもとに,統計機構の縮小,弱体化が図られたのは,明治という早い時期だけのことではない。「行政機構の整備統合の名をかりて,先ず実施することは,統計機関の組織,機能のチェックと人員配置のきりつめという定石的な対策」(高木秀玄『統計学総論』,ミネルヴァ書房,1967年,88ページ)が,行

- 革のつどうちだされる。戦後の統計機構の変遷をみても、統計事務の総合調整機関たる、統計委員会（1946.12）は、→行政管理庁統計基準部（52.8）、→同庁統計基準局（57.8）、→同庁統計主幹（68.6）へと変革の過程をたどり、そして今日、現在の「第二臨調・行革」によって、総理府統計局と合体し、総務庁統計局への改革が狙上へのぼっている。
- 28) 高橋二郎「明治卅八年十月一日執行台湾詮察ス視察談（附録）」『統計集誌』第297号，1905年12月，588ページ。同『明治三十八年十月一日執行台湾詮察ス視察談 完』発行年不詳，16ページ。
- 29) 阪谷芳郎「国勢調査に就て」『統計学雑誌』第293号，1910年9月，312ページ。
- 30) 阪谷芳郎，同上誌，312ページ。
- 31) 阪谷芳郎，同上誌，312ページ。
- 32) 松田泰二郎，前掲書，160ページ。
- 33) 松田泰二郎，同上書，161ページ。
- 34) 「本会報告」『統計集誌』第32号，1884年4月，151ページ。
- 35) 当初，岡松徑が選ばれたが，「繁忙ノ故」委員を辞し，補欠の武市がついた。
- 36) くわしくは，『統計集誌』第55号，1886年3月，95～105ページ。もしくは，総理府統計局編『百年史』第2巻，人口上，193～201ページ。を参照されたい。
- 37) 河合利安「果して現在人別調の必要起る」『スタチスチック雑誌』第31号，1888年11月，559ページ。
- 38) このことについて，1916年から22年まで，内閣統計局長をつとめ，第1回国勢調査を指揮した牛塚虎太郎は，「勝手に作れた日本人の人口」との小見出しで，「当時まだ日本には正確な人口の調査がなかったのです。大事な議員の定員数をきめるにも使う人口がはっきりしていないものですから，悪い市町村長は議員の定員数を増すため，人口を拵えていました。人口を拵えることは何でもなく，簡単にできたのです。戸籍簿と寄留簿で拵えるのですから，入寄留をやかましくいって，住まっている者には，みんな寄留をしろしろと寄留を督促し，出て行った者はまるで知らん顔をしていれば，人口はいくらでもふやせます。そういったひどいことがなかば公然と行われていました。議員の定員数にしてもそんな人口によって定められたものですから，当時の日本の人口がどの位増加していくのやら，また結婚はどの位の率で行われているのやら，全く五里霧中でした。」（牛塚虎太郎「国勢調査生いたちの記」『統計』第6巻第8号，1955年8月，22ページ）と述懐するように，国勢調査が実施されるまでのわが国の人口数は，不正確なままの「推計人口」であった。換言すれば，往時はいまだ，正確な人口数を必要とするまでに日本資本主義が成熟していなかったといえよう。

- 39) 上杉正一郎『経済学と統計』（改訂新版），青木書店，1974年，176ページ。
- 40) 上杉正一郎，同上書，176ページ。
- 41) 総理府統計局編『八十年史』，82ページ。
- 42) 上杉正一郎，前掲書，176ページ。
- 43) 社説「本邦人口ノ実況如何」『東京経済雑誌』第546号，1890年11月8日，641ページ。
- 44) 社説，同上誌，第549号，1890年11月29日，757ページ。
- 45) 今井武夫「東京の人口に就て」『スタチスチック雑誌』第47号，149ページ。
- 46) 今井武夫，同上誌，148ページ。
- 47) 坪谷善四郎「再び人口調査を行ふは目下の急務なるを論ず」『東京経済雑誌』第434号，1888年9月1日，269ページ。
- 48) 上杉正一郎，前掲書，177ページ。
- 49) 上杉正一郎，同上書，177ページ。
- 50) 上杉正一郎，同上書，170～171ページ。

## 〔V〕

### (i)

1895年8月，ベルンで開催された国際統計協会会議において，世界国勢調査にかんする問題が討議され，国際統計協会は「来ル一千九百年（明治三十三年）ヲ期シ可成同日ヲ以テ各国民勢調査ヲ執行スルノ要用ヲ認メ」<sup>1)</sup>との決議をなす。すなわち，1900年を期して，世界各国一斉に，いわゆる「世紀人口センサス」を施行したい旨の趣旨である<sup>2)</sup>。この決議は，同協会・報告委員ギュイヨーム（Louis Guillaume，スイス連邦統計局長）より，わが国にたいしても，同調査への加盟方の伝達依頼が，内閣統計局長宛てに送達された。

この1900年「世界人口センサス」への加盟勧誘が，この時期，沈滞ぎみであった国勢調査促進運動を，ふたたび誘発させることになる。

国勢調査の早期実現運動を多年にわたり展開してきた東京統計協会は，ま



ず 1896 年 3 月、同協会長花房義質より伊藤博文総理大臣宛てに「民勢大調査に付建議」<sup>3)</sup>を提出し、同月 11 日、さらに、渡邊洪基外 18 名による連署で「明治三十三年民勢調査施行ノ請願」<sup>4)</sup>が、衆・貴両院議長宛てに提案される。この請願をうけて、同月 18 日、「国勢調査執行建議案」<sup>5)</sup>が、衆議院議員江原素六、石塚重平、和田彦次郎、高田早苗の 4 名から、片岡健吉外 32 名の賛成者をえて衆議院に提出された。この「建議案」は、同月 25 日、議事日程にのぼって可決され、同日、国勢調査建議書を内閣に送付する。また、貴族院では 3 月 21 日、貴族院議員船越衛、千阪高雅の 2 人から、大原重朝外 63 名の賛成をもって「国勢調査ニ関スル建議案」<sup>6)</sup>が提出され、同月 26 日可決、同日、内閣へ送付されている。

このように、衆・貴両院での建議活動は活発なものがあったが、それはけっして両院議員からの自発的な運動ではなく、その活動の中心となったのは、民間統計団体、とりわけ東京統計協会ならびに統計学社の統計関係有志者に負うものであった。すなわち、「明治二十九年三月貴衆両院では国勢調査執行の建議案が可決された併し其の実は貴衆両院が自ら動いたのではなく、斯界の熱心家両三名が説く所があったのであります」<sup>7)</sup>。ここで「斯界の熱心家」とは、当時、統計および統計学の移入にあずかって力あった杉亨二、呉文聰、横山雅男を指すことはいうまでもない。

このような、民間における華々しい国勢調査促進運動の展開にたいして、政府の対応はきわめてにぶく、「何等の措置を講じなかった」<sup>8)</sup>のである。もっとも政府にあっても、この時期、帝国主義時代の開幕期を迎え、朝鮮出兵、日清開戦そして台湾占領と激変がつづくなか、軍備拡充と戦後経営の負担が当面の最大の課題であった。したがって、国勢調査への本格的な対応は、いまだ具体化するにはいたらなかった。

両院の議決があったにもかかわらず、なんらの対処策を講じない、このような政府の姿勢にたいして、「民勢大調査ノ帝国議会ニ歓迎セラレタルハ前述ノ如シト雖モ去レバトテ今日ノ場合当第十議會ハ勿論次回ノ議會ニ向テモ

尚ホ政府按トシテ該調査費ヲ要求セラル、ノ氣勢ナシ此際一層吾党ノ決心運動ヲ要スル所アラザルカ<sup>9)</sup>と、促進運動をヨリ推進する声がたかまる。1898年5月、さきに衆議院へ「国勢調査執行建議案」を提出した江原素六は再度、同僚議員5人とともに、欧州諸国は1900年に国勢調査を施行するので、わが国でも同調査の計画と準備に着手するよう、「第十議會ノ決議ヲ以テ建議シ貴族院ニ於テモ亦同様ノ決議建議ヲ為セリ然ルニ政府ハ未タ何等ノ施設アルヲ聞カス政府ハ該建議ニ対シ如何ニ処置セントセラル、ヤ<sup>10)</sup>との「国勢調査執行ニ関スル質問主意書」を政府に提出する。これにたいする伊藤内閣総理大臣の答弁書は、同年5月26日、つぎのようになされた。

「国勢調査ノ結果ノ有効無効ハ主トシテ其实行ノ方法ニ依ルカ故ニ政府ハ先ツ統計専門ノ機関ヲ整備シ之ヲシテ其ノ方法ヲ審査センメ然ル後其ノ挙否ヲ決セントス其ノ専門ノ機関ヲ組織スルニ要スル經費ハ之ヲ要求シタル三十一年度ノ予算ノ不成立トナリシニ依リ更ニ三十二年度ノ予算ニ於テ之ヲ要求セントス  
内閣総理大臣<sup>11)</sup>

これによってみるに、政府の方針は、1900年「世界人口センサス」参加への諾否よりも、「統計専門の機関の整備」が先決問題であり、その機関において、国勢調査の実施の可否を審査しようというのである。1900年も目前にせまって、このような政府の緩慢な態度にたいし、当然のことながら、反論の声があがる。「政府にて今になりて専門の機関を置く見込みなりと云ふは遅滞な話しだ真正に三十三年に調査する気ならば已に今日の予算にはそれだけの準備を持ち出してよい事だ……専門の機関を置いて調べる事は国勢調査を執行するが善いか悪いかと云ふ事ではない此は善いと已でに極まって居るのだ此から調べる事は執行手続である……兎も角も日本全国総棚下し勘定(国勢調査：注…引用者)は早くして貰いたい<sup>12)</sup>、と。しかし、要望むなしく、1900年「世界人口センサス」の施行は、実現しなかった。

1898年6月、伊藤内閣総辞職。あとをうけて、大隈内閣、いわゆる隈板内閣が成立する。

「松方内閣の当時大隈派は現時統計の振はずして政務上大に不満足を感じるより、特に独立の一院を置かんと考へなりし由にて、今後経費だに許さば早晚設置を見るに至るべし」<sup>13)</sup>と、あるいは「統計院を再興して統計の完備を得るは真に今日の急務なり」<sup>14)</sup>と、内閣の更迭、とりわけ初代統計院長をつとめた大隈の、内閣総理大臣への就任を機会として、統計機構拡充の要請が、「所謂統計熱心家の努力」<sup>15)</sup>により、新聞・雑誌などを通じて主張される。これよりさき、1897年3月、貴族院議員馬屋原彰が同院への提出にかかる「統計事務拡張ニ関スル建議案」にいう、

「今ヤ諸般ノ事業年ヲ逐テ振興スルニ方リ統計ノ必要ハ前日ノ比ニアラズ、此際政府ハ統計事務ヲ拡張シ中央統計機関ヲ整備シ以テ統計ノ改良発達ヲ期凶スルヲ要ス。故ニ政府ハ速ニ其設置ノ計画ヲ定メラレムコトヲ望ム」<sup>16)</sup>

との可決などもあって、1898年10月22日、内閣統計課は、内閣統計局へと復活した。さきにみたように、わが国唯一の中央統計機関でありながら、二十数名の職員が、内閣書記官室の一隅で、わずかに統計年鑑と統計摘要の編集業務にしか携わっていなかった統計課は、ふたたび内閣統計局へと拡大されたのである。この復活とともに、職員数も花房直三郎統計局長、高橋二郎、相原重政の両審査官以下、百数十人へと充実された。また、統計業務も、「新任の花房局長は主として熱心に其問題（国勢調査：注…引用者）の研究に尽力せられ、吾々は乏を審査官に承け、各国の例規を調べ、局長と謀て欧米各国へ向け詮察斯の規則、様式、調査心得書等を寄越して貰ひました所、露国の外は悉く其書類を送って呉れましたから、爾來一兩年同僚と専ら其反訳調査に従事しました」<sup>17)</sup>と、語られるように、国勢調査の実施にむけての研究と準備体制が整備されていく。また、1900年5月には、国勢調査の実況を視察させるため、統計局審査官吳文聰をアメリカ合衆国へ派遣し、同国第12回国勢調査の実務を見聞させ、さらに帰途、イギリス、フランス、ドイツのセンサス業務の状況をも調査させている。

このように、政府にあっても、いよいよ積極的に国勢調査への準備姿勢を

しめしはじめる。杉亨二たちが野に下り、久しく振わなかった中央統計機関も、統計局への復活、拡充によって、ふたたび活発な統計活動を開始する。

民間統計団体においても、1898年7月、東京統計協会、統計学社、統計懇話会<sup>18)</sup>の3団体により、「人口調査審査委員」<sup>19)</sup>が選出され、国勢調査にかんする予算、方法などについて、検討がはじめられた。さらに、1899年5月、東京統計協会と統計学社との共同事業で、若手の官公吏を対象として「統計講習会」<sup>20)</sup>が開始されている。講習会の目的は、「統計の事務に現に当って居る人に統計の学術並に應用」<sup>21)</sup>について、統計教育にあたり、わが国の統計水準の高揚につとめようということにあったが、それとともにあわせて、その「表面には出ていないがやはりこれも国勢調査の実施に備えるためであったのである。或はその促進を計ると云う目的」<sup>22)</sup>があった。このことは、「此の国勢調査の実行を世上に促がすと云ふことは、実は此の講習会の起りたる一ツの目的であった」<sup>23)</sup>との言から明らかであろう。同講習会は、1906年6月まで、前後6回開催されている。

## (ii)

内閣統計局の復活、民間統計団体の活発な動きと、国勢調査実施にむけての運動は一層高まりをみせる。ついに多年にわたる促進運動の結果する時期がくるのである。1902〈明治35〉年2月18日、「国勢調査ニ関スル法律案」が衆議院へ提出される。同案は、衆議院議員内藤守三など11名を提出者として、70名の賛成者をえた議員提出法案としてである。同月25日、第十六回帝国議会に上程、原案どおり可決のうえ、同日、貴族院へ送付、3月6日、貴族院本会議に上程され、原案どおり可決される。ここに、「国勢調査ニ関スル法律」は、両院を通過、成立し、同年12月1日、法律第四十九号をもって公布された。

### 国勢調査ニ関スル法律

第一条 国勢調査ハ各十箇年毎ニ一回帝国版図内ニ施行ス

第二条 国勢調査ノ範圍，方法及經費ノ国庫ト地方分担トノ割合其ノ他必要ノ事項ハ別ニ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三条 第一回国勢調査ハ明治三十八年ニ於テ施行ス但シ第二回ニ限り第一回ヨリ起算シ滿五箇年ヲ以テ施行シ爾後第一条ノ例ニ依ル  
ここで第1回国勢調査の骨子を，衆議院議事速記録<sup>24</sup>からみると，

甲 国民ニ関スル者

- 第一 各地住民ノ数
- 第二 男女及年齢並ニ其地方別
- 第三 身体及精神上ノ闕損
- 第四 宗 教
- 第五 身上ノ有様（既婚 未婚 鰥寡）
- 第六 教育ノ度
- 第七 職務及職業
- 第八 各地方滞在ノ種類
- 第九 言語ノ別及本国
- 第十 往住及来住

乙 建設物及居住ニ関スル者

- 第一 建設物ノ種類
- 第二 建設物ノ解撤及新築
- 第三 住家ノ大小及居住ノ疎密
- 第四 市街並ニ村落ノ所有宅地ノ実価及其書質入

丙 農業及牧畜ニ関スル者

- 第一 所有地ノ大小
- 第二 土地ノ使用種類
- 第三 耕地ノ種類
- 第四 農業上ノ産出物
- 第五 家畜ノ数及之ニ関スル所有地大小ノ別
- 第六 本業及兼業ヲ分チタル農業ノ種類並ニ自作小作ノ別
- 第七 耕地ノ書質入

丁 工業ニ関スル者

- 第一 小工業ノ種類及其機械力職工ノ数，購入資料ノ価額
- 第二 大工業ノ種類其職工ノ数及機械力

### 第三 職工ノ種類及其人員

#### 戊 商業及交通ニ関スル者

第一 商業及交通業ノ種類並ニ之ニ従事スル人員及機械力、需用及供給高

第二 商社特許年数

と、すこぶる多岐にわたる調査項目であった。したがって、ここで意図された国勢調査は、たんに人口センサスにとどまらず、住宅センサス、農業センサス、工業センサス、商業センサス、そして運輸センサスまで網羅する、いわゆる「アメリカ式」<sup>25)</sup>の調査事項であるといえる。

ただ一方、花房統計局長は内閣総理大臣に「国勢調査ニ関スル意見」を提出し、そのなかに、

「法案所謂国勢調査ハ国民全体ニ涉テ遺漏ナク執行スル調査ヲ意味スルハ勿論ナリト雖其ノ事項ノ範囲ヲ定メサルハ広狭事宜ニ随フヘキヲ以テナリ……唯タ其ノ調査事項ノ範囲ハ広キヲ貪キ粗ナランヨリハ狭クシテ精ナルニ如クハナン殊ニ第一回ノ調査ハ事創始ニ属スルノミナラス法案ニ規定スル所ノ如クナルニ於テハ僅カニ五年ノ後明治四十三年ニ直チニ第二回ノ調査ヲ実行スヘキカ故ニ複式調査ハ之ヲ四十三年ニ譲リ三十八年ノ第一回調査ニ於テハ単式調査ヲ執行スルノ予定ヲ以テ此ノ法案ヲ採用相成然ルヘシ」<sup>26)</sup>

と述べている。この意見書によってみると、事務当局が企図する調査範囲は、「ヨーロッパ式」の狭義の調査事項であった。というのは、調査実践を担当する事務当局にとって、本調査は最初の調査でもあり、今後の国勢調査の範例として、失敗は許されないものとなる。したがって、一時に各種の統計単位の異なるものを調査する「複式調査」よりも、経費、調査の正確性および結果の編整などの諸点を考慮に入れ、一時に一種の社会現象のみを調査する、すなわち「単式調査」の方法によって、第1回国勢調査を実施しようとする意向であったと理解できよう。

### (iii)

さてここで、「国勢調査」<sup>27)</sup>という呼び名が、センサス (Census) の訳語と

して、定着した経緯を瞥見しておきたい。さきにみたように、国勢調査の名称が初めて、公式文書にあらわれるのは、1896〔明治29〕年3月18日、衆議院議員江原素六外4名が、衆議院に提出した「国勢調査執行建議案」においてである。そこでは、つぎのようにいう。

「国勢調査ハ全国人民ノ現状即チ男女年齢職業身上ノ有様宗教教育生国住地住家不具者等ノ事実及農商工鉱漁其ノ他ノ産業及財産ニ至ルマデ家別人別ニ就キ精細ニ現実ノ状況ヲ調査スルモノニシテタビ此ノ調査ヲ行フトキハ全国ノ情勢之ヲ掌上ニ見ルヲ得ベシ、此ノ調査ニシテ欠ケタリトセムカ国勢ヲ審知スルノ基礎何ニ由リテ立タムヤ」<sup>28)</sup>（傍点…引用者）

つまり、国勢とは国の勢いあるいは勢力の意味ではなく、国の情勢を意味するものとして用いられている。この間の事情について、つぎのように説明される。

「此調査の題名に就ては御承知の如く先進国の事例名称も処と時に依て解釈も異って居て色々学者の説もありまして、民勢調査人口国勢人別と幾つも有て統計協会には国勢派が多数の趣でした、私共之を選択して国勢調査と定めて提案致しました、其勿々統計学者の呉氏より更に民勢調査と云ふのが適当だと注意して来られ、今一ツは人別調査とするのが正当だと杉博士より来翰に接したけれども理屈は兎に角日本帝国の調査は国勢調査と称ふるのなら文句の通りが好いと答へて之を即ち国勢調査で押し通した訳です。」<sup>29)</sup>

くわえて、国会対策からも「此名を国勢調査と換へたらどうだ。国勢調査と名を換へたならば、賛成者が沢山あって通るだらう」<sup>30)</sup>と、「当時の議会は国勢調査を以て、その名称から国家万般の状勢に関する大調査であると考え、それであるから施行の必要があると問題」<sup>31)</sup>にされた。ここに、当時、社会一般の人口センサスにたいする認識度と、政党人の時代感覚とを十分に理解できよう。ともあれ、ここでのセンサスの意味は、人口の生物的または自然的属性とその社会的または経済的属性にとどまらず、「社会万般の事象を調査して、国家経営の用に供せん」<sup>32)</sup>との解釈によって、国勢調査なる訳語があてられたことが明白である。ただ、調査事項の範囲からみて、国勢調査という用語は、穏当でないと言主張する説もある。たとえば、さきにみたよ

うに、杉亨二は「国勢調査というは軍隊とか輸出入高とかを調査するように解されるから、人別調と呼ぶのが適当である」<sup>33)</sup>と述べ、高橋二郎はセンサスなる語の用法は「統計上に於ては英国其他欧州各国と亜米利加其他の大陸に於て慣用を異に」<sup>34)</sup>するので、国民調査または民勢調査とするのが適当であるという。柳澤保恵も同じく「民勢調査と云ふことが能く原語に当るだらうと思ふ、即ち民数の調査が土台であつて、それに関連し付随した事実を調べると云ふことが實際の意味であるから」<sup>35)</sup>と、民勢調査を主張している。一方、高野岩三郎は、「我が邦でセンサスを国勢調査と云ふのを矢張り人口調査と致したい考を有する一人である。国勢調査と云へば大層世間受けは好いけれども此文字の爲に世人が大分センサスの意義を誤解しては居ないか」<sup>36)</sup>との危惧をもつ。

しかしながら、国勢調査と「称していたことが調査施行の促進運動上、または第一回調査の際における宣伝上などにおいて、都合がよかつたのではないかとも思う。即ち統計といふことの全く判らなかつた明治時代の議會人が国勢調査を問題としたのは国勢調査という壮大な名称に引きつけられたためであり、また第一回国勢調査の施行されたときも、未だ一般国民の統計に対する理解が乏しかつたので、人別調とか人口調査とか呼んでいたならば、最初の事業として、あれだけ朝野の注意を喚起し協力を促すことが出来なかつたのではないかと思う」<sup>37)</sup>との言は、社会現象の数量化の条件が、いまだ十分に成熟していない社会経済的背景のもとでの、統計集積における統計調査以前の諸問題の一端を語ってくれる。

#### (iv)

「明治三十八年国勢調査」法の可決をまつて、1902〈明治35〉年5月、内海忠勝内務大臣は地方官會議で、つぎのような統計調査の正確性を期す訓示をおこなつてゐる。

「統計ハ国勢民度を稽查スルノ基礎ニシテ又政務百般ニ応用スベキモノナレバ



其事実ノ調査ハ極メテ正確ナラザルベカラズ殊ニ現時ノ統計ハ多クハ市町村ノ調査ニ係ルモノヲ其材料ト為スヲ以テ各市町村ニ於ケル調査ハ最モ精密ニシテ誤謬ナキヲ要ス。仮ニ各市町村ノ調ニ些少ノ誤謬アリトセンカ積ミテ多大トナリ遂ニ国家ノ大計ニ影響ヲ及ボシ或ハ不測ノ害ヲ惹起スルコトナントセズ。故ニ市町村ニ於テ之レガ事実ヲ蒐集採録スルニ当リテハ昁メテ杜撰疎漏ヲ去リ誠実慎重以テ遺漏錯誤ナキヲ期セザルベカラズ。国勢調査ノ如キモ早晚実行セラルルニ至ルベキヲ以テ爾今一層篤ク督励ヲ加ヘラレンコトヲ望ム」<sup>38)</sup>

いうまでもなく、正確な国勢調査の実施、換言すると、正しい統計の作成ということが、ここでの目標となっていた。なぜならば、国勢調査の実施の必要性について、その根拠としてつねに標榜されてきたのが、従来の「戸籍簿」による人口数把握の不正確の問題であった。したがって、国勢調査法の成立は、人口数の正確な把握にむけて一步前進したことになる。国勢調査の早期実施運動を展開してきた統計関係者たちの多年の宿願はここに結実する。たとえばその一人の呉文聰は、その喜びを「明治三十五年三月八日、鶯の声をきく、法案（立案）の通過を喜びて詠める」<sup>39)</sup>と題して、

“年寒く春いまだしと思ひしに

うれしくも聞く鶯のこゑ”

と、彼の日記に詠じている。

だがこれらの喜びも糠喜びに終わる。「国勢調査ニ関スル法律」案は、議員提出法案として成立したのであるが、同年3月6日の可決日から、12月1日の公布日との間に半年以上の時日を要することになる。そこにはどのような経緯があったのであろうか。その事情を探ってみたい。大きな理由として、「当局者の無準備」<sup>40)</sup>がために、政府の裁可奏請がおこなわれず、年末もおし詰まり、つぎの会期までに裁可されないと、裁可なかったものとなる建て前から、「年末に近づき次の議会が迫ってきて、止むを得ず裁可を奏請して公布の段取り」<sup>41)</sup>となったことがあげられる。事実、『東京朝日新聞』紙上では、

「来三十八年の国勢調査の議会通過前に当り当局者は熱心に其務なるを唱道し

たるに拘らず、今日に至るまで考案中なりとて何事の設備を為さざるより、心あるものは果して其準備を完全に為し得るや否やを疑ふに至れり……」<sup>42)</sup>

と、国勢調査にたいする当局の無準備を叱責し、また統計関係者においても

「政府は国勢調査法律案に同意した。苟も同意したからには必ず成算ありませう。而して今日迄何等の発表なきは未だ準備の整はざる為めでありませうか、調査中に属する為めでありませうか、抑も亦他に曰くがあるのでせうか」<sup>43)</sup>

と、政府の国勢調査取りくみへの怠慢を憤る声ができる。

もちろん、政府においても法案通過後、ただちに国勢調査への準備作業を開始するのであるが、1905年国勢調査にたいして十分な確信がなかったのが実状である。たとえば、阪谷芳郎は第4回統計講習会において

「其の法律案は今政府に於きまして取調中であります。如何となれば政府の提出した法律案ならば素より諸般の準備も出来て発布する訳であるが、衆議院の提出した法律案であるからまだ巨細の調査が出来ぬ。又それに関係する施行規則も要る。それらの準備があるから唯今取調中である」<sup>44)</sup>

と述べるように、本格的な大調査にたいする政府の成算の見通しが確定しなかった。しかし、内閣統計局では基本的な準備を進行させ、1902〈明治35〉年5月22日、6月10日および8月22日の3回にわたり、各省庁から委員を招集して、第1回国勢調査の調査事項の範囲および実施の方策などを審議している。その結果、甲、乙、丙の3種の原案を策定する。甲案は、各省要求をほとんど網羅し、調査事項も多岐にわたり、経費総額は445～536万円にもものぼるものであった。乙案は、甲案の調査事項を若干整理したものであったが、経費は398～471万円を要した。丙案は、さらに調査事項を整理削減し、経費も約200万円ぐらいにおさえたものとなった。この結果、甲・乙両案<sup>45)</sup>は、財政面から難色があり、丙案が政府案として決定される。

ここで、政府案となった調査事項をみると、以下のように9項目からなる<sup>46)</sup>。

- 一 氏 名
- 二 所帯主トノ続柄又ハ関係

- 三 男女ノ別
- 四 出生ノ年月日
- 五 未婚者及配偶者
- 六 職業及其地位（本業・副業別）
- 七 教 育
- 八 不 具
- 九 常 住 地

さていま、上記「政府案」と、1879〈明治12〉年、杉亨二の主導になる「甲斐国現在人別調」<sup>47)</sup>との項目を比べると、「姓名」は「氏名」に、「男・女」は「男女ノ別」に、「身上ノ有様」は「所帯主<sup>48)</sup>トノ続柄又ハ関係」に、「年齢」は「出生ノ年月日」に、「身上ノ有様」は「未婚者及配偶者」に、「宗旨」は「宗教」に、「職業」は「職業及其地位（本業・副業別）」に、「啞聾者」は「不具」にとそれぞれ、用語の変更がみられるが、その基本は、「甲斐国現在人別調」を踏襲するものである。したがって、ここにおいても同人別調を統計調査の基本的項目を体系化した先駆的業績として高く評価できよう。また丙案では「生国」が除かれたが、あらたに「教育」が採りいれられ、そこでは「読ミ書キ」の能力が尋ねられており、当時、すなわち、強力に富国強兵政策を推進する政府は、そのための人的養成、学校教育に大きく努力し、その成果の確認を本調査で試みようとするものであったといえよう。

かくて、国勢調査費は7カ年継続費として、総額236万6665円を算定する。このうち、第1回準備費用としては、1903〈明治36〉年度予算案で43万3928円の計上をみる。しかし、1903年の帝国議会は日英同盟で義務づけられた海軍拡張計画の財源としての地租増徴法の継続をめぐる、政府と議会との妥協が成立せず、桂内閣の衆議院解散という経過から、予算は不成立となり、本事業は一頓挫をきたすことになる。つづく1904〈明治37〉年度予算案でも、日露開戦の切迫という状況のなかで、行政整理や財政緊縮の方針により、国勢調査準備費は編成をみず、また予備費の支出準備もされなかった。かくて、1905〈明治38〉年の国勢調査実施は、事実上、不可能の事態と

なった。

この間、政府の優柔不断な態度に業を煮やした関係者たちによって、「国勢調査準備研究会」<sup>49)</sup>が結成され、「第一回国勢調査方法」、「臨時国勢調査局官制私案」、「臨時国勢調査局事務分掌規程私案」、「国勢調査事項」などが相ついで創案、議決されている。また、東京統計協会からも、1903〈明治36〉年10月28日付で、桂太郎内閣総理大臣あて、「明治三十八年ニ於テ第一回国勢調査ノ必ズ施行セラレンコトヲ切望」<sup>50)</sup>する旨の建白書と、「国勢調査ノ施行ニ関スル草案并之ガ経費予算書ヲ併セテ本会ニ示サレ以テ之ガ得失ヲ研鑽スルノ機会ヲ与ヘラレンコト」<sup>51)</sup>をとの請願書とが提出された。

しかし、このような研究会の結成、建白書の提出があつたにもかかわらず、前述のように、1904〈明治37〉年度予算には、国勢調査準備費は計上されなかった。

1904年2月、日露戦争勃発。同年12月、政府は、「目下ノ時局ニ照シ財政上ノ関係已ムヲ得サルノミナラス戦役ノ為全国ノ人口職業等其ノ常態ヲ失シ明年ヲ以テ国勢調査ヲ行フヘキ適当ノ時機ト認メ難シ」<sup>52)</sup>との理由をもって、議会に国勢調査施行の延期にかんする改正法律案を提出した。すなわち、「国勢調査ニ関スル法律」第三条を、つぎのように改正しようとするものであった。

第三条 第一回国勢調査ヲ行フヘキ時期ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

この改正法案は、同年12月20日、衆議院に上程、特別委員会の審議を経て、同月24日の本会議で原案どおり可決、成立をみる。貴族院では、同月28日、本会議に上程、特別委員会の審議を経るが、この過程において、柳澤保恵より修正案がだされる。その主旨は、国勢調査の延期は、時局がらやむをえないが、施行時期を勅令に委ねることによって、第1回国勢調査が「往々之が延期に流れ易い」<sup>53)</sup>から、施行期を法律をもって明確に謳うべきだといふのであった。すなわち、「明治四十三年」施行の旨、規定すべしといふ修正案が提出された。しかし、同修正案は少数意見として、特別委員会お

よび本会議の双方において却けられている。かくて、改正案は同月 31 日の貴族院本会議で、原案どおり可決、成立し、翌 1905 年 2 月 15 日、法律第十三号として公布された。

さて、政府のいう国勢調査延期の理由を、いまして詳しく聞いてみよう。その理由として二つあげられる。第一は、財政上の問題である。日露戦局の展開にともなって支出された 19 億 8400 万円という巨額の軍事費負担は、日露戦争前には 3 億円たらずの予算規模であったわが国にとって、国力をはるかに超える支出であったことは十分に首肯できる。だが、「統計調査は医師の診断である。医師が診断の結果によって投薬するように、政治家は国民の実情を調査し、その結果に基いて施策を立てなければならない。調査経費の如き、国費の総額に比すると九牛の一毛である」<sup>54)</sup>と指摘されるように、事実、1905 年の国勢調査費は、前述のように 237 万円足らずにすぎず、けっして多額というには、ほど遠い額であった。第二の理由は、戦役により全国の人口職業の状態が平常時と異なるため、調査時期として適当でないというのである。ここにおいても、「常態を失しているからこそ、調査していわゆる戦後の施策を講じなければならない」<sup>55)</sup>と語られるように、この点においても調査延期の大きな理由にはなりえなかった。しかしこのような事態にいたったのは、表面的には、財政問題があげられるが、その底流には、国勢調査そのものの本質、したがってその国家的重要性がまだ十分に認識されていなかったことがあった。それゆえ、「明治以来の官僚政府が国勢調査の施行に表面的には同意しながら、じっさいにはそれをおこなおうとしなかったことであり、また、政府をして、国勢調査を実施させるべき力が、日本の社会のうちにはまだきわめてよわかったこと」<sup>56)</sup>という見解に与できよう。

国勢調査にたいする実践的要求は、ヨーロッパやアメリカなど資本主義諸国の例をみるまでもなく、資本家階級の政治的、経済的成長が基本的な要因となる。ところで、当時の日本資本主義の発展段階は、

「日本の産業の特質の一つとして、官業の比重が比較的高く（とくに重工業に

において)、また市場の面でも政府需要への依存がたつとよく、外国市場の役割もまた相対的に大であり、自由競争の舞台としての国内市場はさほど重要でなかったし、労働市場の面でも、日本の工業労働者の過半を占める紡績女工にしても鉱山労働者の主要部分である炭鉱労働者にしても、特殊の古い伝統的な募集組織により農村から安く求められていたのであるから、人口調査を要求する実業界の声が、それほど積極的でなかったとしても当然のことであった。』<sup>57)</sup>

また、政治的な背景においても、「資本家階級の政治的自立、ブルジョア議会主義の成立・発展が、国勢調査の実施をうながすことは、諸外国の実例がよく示して」<sup>58)</sup>いるところであるが、この点でも、当時の資本家階級の議会政治における発言力はまだ弱く、したがって、人口を基準として選挙区ごとの議員定数を定めるための、正確な人口の把握の問題についても、まだ具体的な要求とはなっていなかった。

〔注〕

- 1) 総理府統計局編『百年史』第2巻、人口上、201ページ。ベルン会議の状況については、高橋二郎「千八百九十五年七月伯耳奴万国統計協会大会の形況」『統計集誌』第175号、1896年2月、47～51ページ。および、『統計学雑誌』第118号、1896年2月、3～6ページ。を参照されたい。
- 2) 同決議は、1900年に「欧米文明各国にて人口調を行ふ国十四ヶ国ありまして唯月日の処が少々違ふ計り故各国協議修正して同日に執行し度いといふ説で右準備の万国会を開くため各国統計局に申込」まれたのである（高橋二郎「千八百九十五年七月伯耳奴万国統計協会大会の形況」『統計集誌』第175号、1896年2月、50ページ。同『統計学雑誌』第118号、1896年2月、5ページ）。
- 3) 「民勢大調査＝付建議」『統計集誌』第177号、1896年4月、162～163ページ。総理府統計局編『百年史』第2巻、人口上、208～209ページ。
- 4) 「明治三十三年民勢調査施行ノ請願」『統計集誌』第176号、1896年3月、120～122ページ。総理府統計局編『百年史』第2巻、人口上、206～208ページ。
- 5) 「国勢調査建議案」、総理府統計局編『百年史』第1巻、総記上、671～672ページ。
- 6) 「国勢調査＝関スル建議」、同上書、672～673ページ。
- 7) 横山雅男「東京市市勢調査に就て」『統計学雑誌』第267号、1908年7月、194ページ。
- 8) 松田泰二郎、前掲書、147ページ。

- 9) 河合利安「新年ヲ迎フルノ辞」『統計集誌』第186号, 1897年1月, 3ページ。
- 10) 「国勢調査執行ニ関スル質問主意書」, 総理府統計局編『百年史』第1巻, 総記上, 675ページ。
- 11) 「衆議院議員江原素六外五名提出国勢調査執行ニ関スル質問ニ対スル内閣総理大臣答弁書」, 同上書, 675ページ。
- 12) 「国勢調査と国民新聞」『統計集誌』第204号, 1898年6月, 283ページ。
- 13) 「統計院設置の議」(『萬朝報』1898年7月11日付), 『統計集誌』第206号, 1898年7月, 369ページ。
- 14) 「都新聞の統計院再興論」『統計集誌』第207号, 1898年8月, 411ページ。
- 15) 高津英雄「国勢調査前史資料」(三), 『統計局研究彙報』第4号, 1953年4月, 24ページ。
- 16) 総理府統計局編『八十年史』, 113ページ。
- 17) 高橋二郎「明治卅八年十月一日執行台湾詮察斯視察談(附録)」『統計集誌』第297号, 1905年12月, 588ページ。同『明治三十八年十月一日執行台湾詮察斯視察談完』, 17ページ。
- 18) 統計懇話会は, 1894年5月, 横山雅男, 高橋二郎, 圖師民嘉, 辻啓一郎, 呉文聰, 相原重政を發起人にして, 「統計家, 統計吏及統計ヲ需要スル者相会シテ交誼ヲ厚フシテ進ミテハ我邦統計事業ノ改進ヲ図ル」(『統計懇親会紀事』『統計集誌』第154号, 1894年6月, 218ページ)を目的として結成された。
- 19) 東京統計協会と統計学社から, 石橋重朝, 伊東祐毅, 花房直三郎, 河合利安, 依田昌言, 横山雅男, 高橋二郎, 日下義雄, 呉文聰, 寺田勇吉, 相原重政, 世良太一の12名が選出されている(『統計集誌』第205号, 1898年7月, 331ページ。『統計学雑誌』第147号, 1898年7月, 165ページ)。
- 20) この統計講習会の設立事情については, 宮本基「統計講習会略歴」『統計学雑誌』第301号, 1911年5月, 224~225ページ。および, 松籟仙史「日本統計史料(第22) —中央統計講習会の濫觴」『統計学雑誌』第312号, 1912年4月, 135~136ページ。を参照されたい。
- 21) 阪谷芳郎「第五回統計講習会開会式演説」『統計集誌』第269号, 1903年8月, 394ページ。
- 22) 高津英雄, 前掲誌, 30ページ。
- 23) 阪谷芳郎「第五回統計講習会講習証書授与式記事」『統計集誌』第271号, 1903年10月, 478ページ。
- 24) 「衆議院に於ける国勢調査法律案」「貴族院に於ける国勢調査法律案」『統計学雑誌』第191号, 1902年3月, 48~64ページ。「国勢調査に関する法律成立の順序並変遷」『統計集誌』第359号, 1911年1月, 154~181ページ。「衆議院及び貴族院

に於ける国勢調査法律案」, 総理府統計局編『百年史』第2巻, 人口上, 454~465ページ。

- 25) 川島 博『国勢調査論講』, 日本統計協会, 1955年, 93ページ。および, 高津英雄「日本の統計とアメリカ」『統計』第1巻第6号, 1950年11月, 10ページ。を参照されたい。
- 26) 総理府統計局編『百年史』第2巻, 人口上, 500~501ページ。
- 27) わが国で, センサスの訳語が「国勢調査」として定着するまでに, さまざまな用語が使われている。まず, 使用例の変遷を年代順にみると,

人口取調之法	杉 亨二「建議書」中, 1873年
人口ノ大検査	津田真道『表紀提綱』, 1874年
現在人別調	杉 亨二「報告書」中, 1882年
戸口調査	原 敬「書簡」*中, 1886年
民口調査	呉 文聰『統計学論』, 1889年
国勢調査	臼井喜之作『統計学雑誌』第86号, 1893年
民勢大調査	東京統計協会「建議書」中, 1896年
民勢調査	渡邊洪基他「請願書」中, 1896年
国勢調査	衆・貴議院「建議案」中, 1896年

さて, これで見ると, 国勢調査という語を最初に使用したのは臼井喜之作で, 『統計学雑誌』に「国庫剰余金より国勢調査費を支出すべきの議」との論文ということになる。もっとも論文に「彼の日本新聞は客年既に国勢調査の必要を論じて曰く……」という一節があるので, もし『日本新聞』が実際に国勢調査という文字を使用していたとすると, これが最も古い使用例ということになる。なお, 1896年以後も「詮査斯」\*\* (長郷有泰), 「詮察斯」\*\*\* (高橋二郎) のような当て字が使われたが, 1902年に「国勢調査ニ関スル法律」が成立してからは, もっぱら国勢調査という用語が一般化した。(\*『統計集誌』第60号, 1886年8月, 259ページ。\*\*国勢調査準備委員会『国勢調査参考書』, 1911年。\*\*\*本稿〔IV〕の注28), 参照。) 以上のように, センサスの訳語として国勢調査が使われ, それはまた主として人口調査を含意していた。だが, 1939年の「臨時国勢調査」は, 通称「物の国勢調査」とよばれるように, 人口の統計ではなかった。本来「商業統計」の範疇に属するものが, 国勢調査の名称でおこなわれたのは, 国勢調査が人口調査に限定されていなかったことによる。しかし, 敗戦後の「統計法」では, その第四条において, 「政府が全国民について行入人口に関する調査で, 行政管理庁長官が指定し, その旨を公示したものは, これを国勢調査という」と, 明確に限定された。

- 28) 「国勢調査建議案」, 総理府統計局編『百年史』第1巻, 総記上, 671ページ。
- 29) 『日本国勢調査記念録』第2巻, 日本国勢調査記念出版協会, 1922年, 41ページ。



- ジ。
- 30) 呉 文聰「国勢調査に関する第四回評議員会紀事」『統計集誌』第 349 号, 1910 年 3 月, 251 ページ。同「国勢調査に就て」『統計学雑誌』第 261 号, 1908 年 1 月, 6~10 ページ, 第 262 号, 1908 年 2 月, 41~47 ページ, 参照。
- 31) 松田泰二郎, 前掲書, 151 ページ。
- 32) 岡崎文規『国勢調査論』, 東洋出版社, 1935 年, 45 ページ。
- 33) 松田泰二郎, 前掲書, 136 ページ。
- 34) 高橋二郎「国勢調査に関する第四回評議員会記事」『統計集誌』第 349 号, 1910 年 3 月, 249 ページ。
- 35) 柳澤保恵「国勢調査と帝国議會」『統計学雑誌』第 230 号, 1905 年 6 月, 189 ページ。同『統計選集』（『柳澤統計研究所季報』第 40 号）1936 年 3 月, 151 ページ。
- 36) 高野岩三郎「統計学社有志晩餐会」『統計学雑誌』第 336 号, 1914 年 4 月, 120 ページ。
- 37) 松田泰二郎, 前掲書, 136~137 ページ。
- 38) 総理府統計局編『八十年史』, 133~134 ページ。
- 39) 呉 文聰『著作集』第 3 卷, 134 ページ。
- 40) 高津英雄「国勢調査前史資料」(五), 『統計局研究彙報』第 6 号, 1954 年 3 月, 1 ページ。
- 41) 松田泰二郎, 前掲書, 152 ページ。
- 42) 「国勢調査の準備遅延」『統計学雑誌』第 192 号, 1902 年 4 月, 95 ページ。
- 43) 水科七三郎「国勢調査に就て」『統計学雑誌』第 194 号, 1902 年 6 月, 135 ページ。
- 44) 阪谷芳郎「第四回統計講習会開講式に於て」『統計集誌』第 257 号, 1902 年 8 月, 402 ページ。阪谷はまた, 大蔵次官でもあった。したがって, 彼の「発言力は, 政府部内では相当のウェイト」(川島 博, 前掲書, 95 ページ)をもっていたと考えられる。
- 45) いま, 甲・乙両案を示せば, つぎのとおりである。

甲 案

- 一 氏名（妻は夫の氏を記入すべし）
- 二 戸主（民法上にて戸主なる者は戸主を記入すべし）
- 三 世帯主との続柄又は関係
- 四 男女の別
- 五 出生の年月日
- 六 配偶上の身分

七 職務職業又は活計の種類

本 業

本業の名（所得の全部或は過半以上を生ぜしむる活計の基となる業体を明細に記入すべし。又家族等にて職業なき者は括弧を付して世帯主の本業を記入すべし）

本業における身分（業主、監督者、番頭、手代、雇入、職工等の何れなるかを記入すべし）

副 業

副業の名（本業の傍に営む職業を重なるものより悉く順次に記入すべし）

副業における身分（業主、監督者、番頭、手代、雇入、職工等の何れなるかを記入すべし）

八 教育（漢字交りの文（外国人は自国の文）を読み又は書き得る者は之を記入すべし）

九 宗教（本人の信仰する宗教又はその家の属する宗教を記入すべし、子供は世帯主の認定に依り記入すべし）

十 癡疾（盲、聾（生来、病気、怪我に分ちて）啞（生来、生来以後に分ちて）瘋癲白痴を記入すべし）

十一 本籍（所属の本籍道府県名を記入すべし）

十二 出生の地（出生せし道府県郡市区町村名を記入すべし）

十三 兵役に服したる者（陸海軍の別と兵種とを記入すべし）

十四 本住所（民法上本住所と為す道府県郡市区町村名を記入すべし）

十五 世帯中に現在する者

常住者にして現在する者（調査を受ける世帯の在る所に出生住居し調査の日も現に居りし者を示すべし、但し一人毎に本所と仮住の別を示すべし）

一時現在する者（他所に住する者にして調査の日来り合せたる者を示すべし）

一時現在する者の常住地（上欄の一時現在する者の常住地たる道府県郡市区町村名を記入すべし）

十六 世帯中より一時不在の者及其所在地

一時不在の者（平生世帯中の居る者にて調査の日に他所に在る者を示すべし）

一時不在者の所在地又は推定所在地（上欄の他所に在る者の出先地の道府県郡市区名を記入すべし）



此の外職業の何たるを問はず土地を所有し、又は借受けて耕作し、若しくは山林（又は竹林）等を営む者は左の様式に掲ぐる事項を記入することとし、又私法人にして農業及山林業を営む場合は理事又其代理者が本票を記入することとした。〔表 II-2 参照〕

又養蚕家畜については職業の何たるを問はず養蚕業を営み又は牛馬豚家禽を飼養する者は（所有、預り又は借用に拘はらず）左の様式に掲ぐる事項を記入すべし。私法人にして養蚕業を営み又は牛馬豚家禽を飼養する場合は理事又は其代理者が本票を記入することとした。〔表 II-3 参照〕

## 乙 案

一 氏 名

二 所帯主との続柄又は関係

三 男女の別

四 出生の年月日

五 未婚者及配偶者

六 職業及其地位

### 本 業

業名（説明省略）

地位（説明省略）

### 副 業

業名（説明省略）

地位（説明省略）

七 教育（読み得る者は読むと記入し読み書きし得る者は読み書きすと記入すべし）

八 不具（両眼盲、啞、癡癲、白痴、手足の一を欠く者に限り両眼盲、啞、癡癲等と記入すべし）

九 常住地（平生他所に住する者に限り其道府県郡市区町村名を記入すべし）  
右の外本業にも農作及山林営業票と養蚕及家畜票とを付け加へて農作及山林の営業状態と養蚕家畜家禽の現状とを知らんとする希望であった（横山雅男「国勢調査事項問題沿革」(1), 『統計集誌』第 455 号, 1919 年 1 月, 19~20 ページ。総理府統計局編『百年史』第 2 巻, 人口 上, 466~469 ページ)。

46) 横山雅男, 同上誌, 19~20 ページ。総理府統計局編, 同上書, 466~469 ページ。

47) 拙稿「国勢調査前史」(I), 『岐阜経済大学論集』第 11 巻第 1・2 号, 1977 年 6 月, 203 ページ, をとりあえず参照されたい。

48) 注 45) にみたように, 甲案では世帯主と書かれている。

- 49) 馬屋原彰，船越衛，寺田勇吉などを発起人とし，江原素六，根本正，阪谷芳郎など十数名の賛助者によって創設。発起人および小河滋次郎，平塚定二郎，宮本基，高野岩三郎などを起草委員として，調査事項の範囲および調査実行の方法などを審議した（総理府統計局編『八十年史』，134 ページ，および『統計集誌』第 272 号，1897 年 6 月，587 ページ，参照）。
- 50) 総理府統計局編『百年史』第 2 卷，人口 上，552 ページ。
- 51) 総理府統計局編，同上書，553 ページ。
- 52) 総理府統計局編，同上書，554 ページ。
- 53) 総理府統計局編，同上書，564 ページ。
- 54) 松田泰二郎，前掲書，152～153 ページ。
- 55) 松田泰二郎，同上書，153 ページ。
- 56) 上杉正一郎，前掲書，171 ページ。
- 57) 農林統計協会編，木村太郎稿『日本統計調査年表』，農林統計協会，1952 年，41 ページ。
- 58) 上杉正一郎，前掲書，172 ページ。

## 〔VI〕

### (i)

1905 年，第 1 回の国勢調査が無期延期となったのにたいして，明治 40 年代になると，いくつかの地域的な人口センサスが試みられる。たとえば，東京市にあっては，当時，警視庁が把握していたいわゆる警察の戸口調査の結果人口と，従来，東京市において戸籍簿，寄留簿から求められた人口統計との人口数において「七十万余の相違を生ずるに至る等，今や統計的人口調査の必要は急迫するに至」<sup>1)</sup>り，「無期延期の国勢調査の将来の実行を俟つと云ふ事は到底出来ぬ」<sup>2)</sup>状況が生じつつあった。

「本市に常置の統計係あるも根本の調査となるべき土地，人口，建物等の精確なる統計なく且規模小にして充分市行政の需要を充す能はざること，都市には都市特色の統計を要すること及府知事より来四十一年四月一日を期し現住者職業別戸数人員調を為すべきの命令を受け居ること」<sup>3)</sup>

との経緯をもって、東京市は市勢調査を実施する。すなわち、資本主義の発展にともなう都市への人口集中は、多くの社会問題を生みだすが、従来の戸籍簿による調査方法では、正確な人口数を把握しきれず、したがって、地域社会の変化に対応した自治行政を策しえない段階へと進展する。だが、国政レベルでは一向に人口センサスが実施されなかった。ここに地域レベルの人口センサスが、「東京市市勢調査」をはじめとして、各地で萌芽することになる。いま、これらの調査の名称と期日とを掲げておく<sup>4)</sup>。

### 1 熊本市職業調査

調査時期：1907〈明治40〉年4月25日午後12時。

調査事項：各人について、(1) 氏名、(2) 所帯主との続柄または関係、(3) 男女の別、(4) 出生の年月日、(5) 縁事上の身分、(6) 本業および地位、(7) 副業およびその地位、(8) 市内に有する営業場の数（営業主にかぎる）。

調査方法：世帯票をもちい自計主義、常住人口。

### 2 東京市市勢調査

調査時期：1908〈明治41〉年10月1日午前0時。

調査事項：各人について、(1) 氏名、(2) 所帯における地位、(3) 生年月日、(4) 男女別、(5) 婚姻関係、(6) 縁組関係、(7) 本業、(8) 副業（第一、第二、第三、第四）、(9) 本籍地、(10) 出生地、(11) 一時不在者の行先地、(12) 一時現在者の常住地。

調査方法：世帯票・個人票をもちい他計主義、現在人口および一時不在者。

### 3 神戸臨時市勢調査

調査時期：1908〈明治41〉年11月1日午前0時。

調査事項：各人について、(1) 氏名、(2) 所帯主、所帯主との続柄または所帯との関係、(3) 生年月日、(4) 男女の別、(5) 縁事上の関係、(6) 職業、(7) 出生地、(8) 一時不在者の行先地、(9) 一時現在者の常住地。

調査方法：世帯票・個人票をもちい自計主義、現在人口および一時不在者。

### 4 札幌区区勢調査

調査時期：1909〈明治42〉年3月1日午前0時。

調査事項：所帯について、住家の状態（持地持家・借地持家・持地借家・借地借家）。

各人について、(1) 氏名、(2) 所帯主との続柄または所帯主もしくは所帯との関係、(3) 男女の別、(4) 出生の年月日、(5) 縁事上の身分、(6) 結婚の年、(7) 本業名およびその地位、(8) 副業名およびその地位、(9) 読書力、(10) 不具の種類および原因、(11) 宗教、(12) 出生地、(13) 原籍地または国籍、(14) 来札の年、(15) 一時現在者の常住地。なお一時不在者については、(1) 氏名、(2) 男女の別を、所帯主のときはさらに、(3) 本業名およびその地位、(4) 副業名およびその地位。

調査方法：世帯票をもちい自計主義、現在人口。

## 5 新潟県佐渡郡郡勢調査

調査時期：1909〈明治42〉年12月1日午前0時。

調査事項：各人について、(1) 氏名、(2) 所帯主との続柄または関係、(3) 男女の別、(4) 出生の年月日、(5) 縁事上の身分、(6) 職業および職業上の身分勤柄、(7) 出生地、(8) 読み書きの程度、(9) 不具の種類および原因、(10) 一時不在者の行先地、(11) 一時現在者の常住地。

調査方法：世帯票をもちい他計主義、現在人口および一時不在者。

## 6 京都市臨時人口調査

調査時期：1911〈明治44〉年11月1日午前0時。

調査事項：各人について、(1) 男女の別、(2) 氏名、(3) 所帯主との続柄または所帯主との関係、(4) 年齢（数え年）、(5) 宗教、(6) 一時不在者の行先地、(7) 一時現在者の常住地、(8) 職業およびその地位（本業および副業）。

調査方法：世帯票をもちい自計主義、現在人口および一時不在者。

以上のようないくつかの地域人口センサスが、ふたたび国勢調査実現への気運をもりあげるとともに、のちの第1回国勢調査では、もちろん欧米先進諸国の調査方法、あるいは調査技術が範例にされたが、これら明治末期に実施された地域センサスの経験の蓄積に負うところもまた大きかった。したがって、わが国の「国勢調査史資料としてはこの地方的センサスは見逃すことのできない重要な意義をもつ」<sup>5)</sup>ものとして評価できよう。

### (ii)

ところで、西欧近代資本主義様式を導入して、30年を経ずして、急速に

帝国主義国へと成熟した日本の「特殊の歴史的條件」<sup>6)</sup>は、植民地（台湾および朝鮮）における国勢調査の実施にも影響をおよぼした。

日清戦争の結果、日本は台湾を領有するが、この植民地経営は初期の段階では、明確な方針をもたず、抵抗運動にたいしても武力で鎮圧するのに汲々たるありさまであった。後藤新平が民政長官として着任してから、ようやく統治方針を確立する。1898年8月、「保甲条例」を發布し、現地住民の管理体制をとった。このような移民政策の基本資料として、本島の正確な人口数の把握はもっとも緊急の課題となった。そこで、1905年10月1日、つぎのような趣旨でもって「臨時台湾戸口調査」が実施される。

「明治三十八年十月一日を以て臨時戸口調査を本島に施行せむとす其の調査の事項たるや保甲制度の戸口調査に大差なしと雖其の目的に至りては大に異なる所あり抑保甲制度の戸口調査は盗逃を弭め奸宄を蔽にするに過ぎざるのみ這回施行の戸口調査は一定時に於て中外官民を論せず各人營生の情実逐名詳査し以て民人の状態を鑒察せむとするに在り蓋し人口の多少其の構成及其發達を攻究せば則ち国勢民情の帰嚮する所を審にするを得べし此に因て民人文化の度を察すべく殖産興業の改進を徴すべく公衆利弊の伏する所を討ぬべく彼我得喪の存する所を明にすべし之を要するに各般行政の基礎たり社会公衆の規準たるもの之を措て他に求むべからず」<sup>7)</sup>

かくて、この調査は、「台湾の状勢を審かにする好機として時の民政長官後藤子爵の英断により台湾に於ては特に戸口調査」<sup>8)</sup>が、本国の国勢調査にさきがけて、植民地において実施された<sup>9)</sup>。この点について、宮本基は、つぎのように明瞭に語ってくれる。

「明治三十八年台湾に戸口調査を行ひました、是れは其の実質より云ふときは純然たる国勢調査でありまして、且つ当局者に於ては当初国勢調査として施行する筈であったのですが、斯くては此の新文字の爲めに流言浮説を生じて、此の事業を阻害する虞もあるから、寧ろ島人の耳目に慣熟したものを撰定するに若かすとして、此の戸口調査と云ふ名称に改めたのです、欧米各国は其の本国に於ては定期に国勢調査を行ひましても、其の植民地若くは本国より隔絶したる領土には之を施行しないことが往々あります、又植民地若くは本国より隔絶したる領土に国勢調査を行ひし国にして、其の本国に之を行はないものは未だ



嘗てないのであります、是等の実例より云ふときは新領土台湾に国勢調査を行ったのは、本末軽重を転倒したことのやふに思はるゝのですが、併し是は行政上の目的より行ったものでありまして、ヨシヤ国勢調査であるとはいへ、定期に行ふものとは自ら其の選を異にして居るのであります、蓋し此の新領土は其の経営上先つて地籍並に人籍を明確にせなければならぬことは言ふ迄もないことでありまして、同島領有以来当局者は其の必要を認めて居ったのであります、而して地籍のことは既に其の調査の完成を告げましたので、更に人籍のことに及はんとするの際、適々国勢調査の法律が発布せられたので、乃ち其の調査法最も確実と称せらるゝ国勢調査に依つて、領有以来期したる人籍調査の目的を達せんとして、之を行ったと云ふに過ぎないのであります」<sup>10)</sup>

ここで、この台湾の臨時戸口調査は、警察行政上の目的のために調製された戸口調査簿を利用したものであるから、国勢調査（調査統計）ではなく、第二義統計調査（業務統計）に属するという主張<sup>11)</sup>がある。しかし、たとえ「それが戸口調査簿による、第二義統計を基礎とし、調査当日その移動のみを加除訂正し、かつ近代センサスの根本原則である自計主義によって調査されなかった」<sup>12)</sup>とはいえ、「単に戸口調査簿を利用したという一事を以て直に第二義統計調査と速断することは早計」<sup>13)</sup>で、「実質より云ふときは純然たる国勢調査」<sup>14)</sup>とみるのがただしだいだろう。事実、高野岩三郎も「此調査タルヤ臨時戸口調査ナル名称ヲ有スト雖実ハ普通ニ人口調査ト称シテ欧州諸国ニ行ハル、モノニ同シク又我邦ニ於テ所謂ル国勢調査ナルモノ、一種ニシテ本邦ニ在テハ此種ノ大規模的調査ノ嚆矢」<sup>15)</sup>なりと説明している。

ただ、本調査の調査員としては、行政官吏、学校教員、そして公医を選任する定めになっていたが、実際に調査員の任にあたったのは、「多クハ巡查ニシテ其数実ニ二千四百七十六人、調査委員総数ノ五割六分強」<sup>16)</sup>であったという事実も、この調査の「特質を物語る」<sup>17)</sup>ものとして、みのがせないといえよう。

かくして、台湾臨時戸口調査の結果は、『臨時台湾戸口調査要計表』、『同集計表』（全島の部・地方の部）各1冊、『同結果表』、『同記述報文』（和文・英

訳・漢訳)各1冊、『同職業名字彙』、『同顛末』の9冊にまとめられた。とりわけ、『同記述報文(和文)』(1908年刊)の編纂は、まず地図および描画図(統計図)23表を挿入し、つづいて緒論、人口(第1章)、種族(第2章)、体性(第3章)、年齢(第4章)、縁事(第5章)、職業(第6章)、言語(第7章)、教育(第8章)、不具(第9章)、内地人の出生地及原籍地(第10章)、内地人の渡台(第11章)、外国人の国籍(第12章)、阿片煙膏吸食(第13章)、世帯(第14章)、住民(第15章)のように人口にかんする自然的事項をさきに排列し、つぎに社会的事項を、最後に付帯的事項とならべ、緒論外15章81節、52分節にわかち記述され、付録として語解が収められる膨大な結果報告書である。本書の刊行にたいして、「明治維新以後の日本開国文化の時代、殊に日本統計の草創期におけるわが国の統計学、統計調査技術は外国統計文化の翻訳時代であって、本書が世に出された明治末期においてすら翻訳統計書の出版を見つゝあった時代であったにもかかわらず、かくの如き優れた統計書(統計的記述書)が現われたことは、日本統計理論、技術の早激な発展であったといわねばならないと共にこの記述書の編者の苦心、努力或はその学識のゆたかさに最高の敬意をはらうことをおしまない」<sup>18)</sup>との賞賛の言葉がおくられる。

これにたいして、いま一つの重要な植民地であった朝鮮においてはどうかあったろうか。

朝鮮では、土地所有権の再確認という名目による土地調査(1910~18年)がいち早く実施され、財政的基盤の確保と隠田の暴露による総督府所有地への編入が遂行された。しかし、国勢調査は台湾の場合とはことなり、本国よりも遅れて実施された。すなわち、1920年の第1回国勢調査では、当初、「朝鮮、台湾及樺太を含む帝国全版図に施行」<sup>19)</sup>される予定であった。ところが、朝鮮では、1919年3月1日、ソウル・パゴダ公園のいわゆる万歳事件(三・一運動)に端を発する独立運動によって、その実施は不可能になった。そこで政府は、1920年8月4日、法律第三十五号をもって、「朝鮮ニ於ケル国勢調査ニ関スル法律」を公布、「第一回国勢調査ハ朝鮮ニ之ヲ施行セズ」

と規定し、わずかに臨時戸口調査をおこなうにとどまった。いま、同案の提出理由について、つぎのように説明される。

「然るに朝鮮の国情は何分国勢調査を為す能はざる事情がありまして、抛ろなく朝鮮に限って、調査の延期を致さねばならぬ必要を認めた次第であります、それは第一に朝鮮の方に於きまして、此国勢調査を致しまするには、頗る多数の役員を要するのであります、それが六七万人も要るのであります、就中其調査委員の中で、最も働を為す者は警察官である、其警察官は既に御承知の如く昨年来改革を行って大分人が入り代って、まだ朝鮮語に精通する者が至って少ない、之を使用するに付きましては、抛ろなく通訳を附けなくてはならぬ、通訳を付けると、其数も一万人から要すると云うような次第で、人の都合上今年此調査を行うことは、殆ど出来悪くなって居ります、又仮りに、一步を譲って、人はどうか差繰るとしても、やっと近来朝鮮の国情も安定に傾いて来て居る際に於きまして今此調査を行ひますと、朝鮮人のこととして、或は又此調査に依て、新たに租税を課するのではないか、又は犯罪を捜査するのではないかと云うような、様々なる疑を起しまして、其間に又不逞の者があって蜚語流言を放す、之を以て煽動の材料とされては、折角安定し掛って居る朝鮮の国情も、更に復た不安を来す虞もありまして、統治上甚だ面白くない状況を呈すると云うこととなりますので抛ろなく此延期の案を提出した次第であります」<sup>20)</sup>

このような、政治的不安定を理由に、国勢調査という国家的事業が植民地において実施できないことは、ときの政府にとっても政治的打撃が大きく、法案提出の直前まで、調査強行の努力がはらわれたが、

「抛なく延期する事に取り極めたのです、其效に至るのも一朝の事ではない、当局諸君の心労も諒察に余ありです、私共に至るまで心配の余（大正）八年の秋水野朝鮮総務長官の上京に際し同邸を訪ひ、朝鮮は新附の領土にして諸外国環視の今日なれば何か特別の手段に依り帝国の版図此調査法実行の方途を講じ度僭越ながら熟談論及致したる所同長官も熱実なる応答を与へ、更に鮮地の近状は再び報告を徴し考慮を凝らし協議せられた事もあれ共、当時騒擾は鎮定後と雖も何様風俗習慣言語まで異なる地方に於て遽に散乱したる人員を収め事項の調査を完全にすると云ふ事は未だ甚だ覚束ない事に属すと云ふに帰し遂に立直しの事に至らず次回の調査期を待つ事に決した」<sup>21)</sup>（カッコ内挿入…引用者）

のであった。

かくて、朝鮮においては、同時期にわずかに「臨時戸口調査」がおこなわれ、一般には朝鮮人民籍簿にもとづき、(1) 府郡島別現住戸数及現住人口、(2) 職業別現住戸数及現住人口が、内地人現在者については、とくに実地調査で、(3) 内地人別表、が調査、作成されるにとどまった。

同じ植民地でありながら、これらの植民地間の国勢調査にたいする状況の差は、「それぞれの地域の植民地化に対する対応の差だけではなく、植民地政府の側の発想の違いにもよる」<sup>22)</sup>との指摘がある。すなわち、台湾においては、統計調査の意義を理解する後藤新平が、総督府民政長官として臨時戸口調査を推進しているのにたいして、「韓国統監府以来の再々の戸籍調査は李王朝末期の戸籍の把握率からみると急増を示していたため、朝鮮総督府は過去の調査結果についてかなり自信があったためであるかもしれない」<sup>23)</sup>と説明される。この点においても、「朝鮮と台湾の政府当局者の調査に関する認識の差」<sup>24)</sup>を示すものといえよう。

なお、関東州、南洋群島、そして青島については、「帝国版図」以外ではあるが、本国と同一期日に、「関東庁臨時戸口調査」、第1回「島勢調査」そして「青島守備軍臨時戸口調査」としてそれぞれ実施された。また、海外在住日本人にたいしては、外務省から在外公館を通じて、在外本邦人調査をおこなっている。

〔注〕

- 1) 道家齊一郎『参考統計学』、巖松堂書店、1928年、264ページ。
- 2) 柳澤保恵編『東京市勢調査の沿革』、1908年、4ページ。同『統計選集』、202ページ。
- 3) 「東京市勢調査区長会」『統計集誌』第311号、1907年2月、106ページ。
- 4) なお、これらの諸調査の概要については、内閣統計局『大正九年国勢調査記述編』、東京統計協会、1933年、4ページ以下に摘記されている。
- 5) 小島勝治・松野竹雄共編「国勢調査の文献」『浪華の鏡』第5巻第11号、1940年11月、31ページ。
- 6) 上杉正一郎、前掲書、183ページ。
- 7) 「台湾戸口調査に関する論告」『統計集誌』第294号、1905年9月、471ページ。

- 台湾総督府臨時台湾戸口調査部『明治三十八年臨時台湾戸口調査記述報文』、1908年、27 ページ（本書はカタ仮名が送られている）。
- 8) 道家齊一郎、前掲書、259 ページ。
  - 9) かつて、上杉氏が「台湾の臨時戸口調査にかんして『本国の国勢調査よりさきに、植民地において国勢調査を実施したことは、世界の統計史において異例のことであった』と述べたのにたいして、松川七郎氏より、つぎのようなご指摘があった——『……ベティのアイアランドの地籍・人籍のセンサスは、本国より一世紀半ほどまえに植民地で実施された近代センサスです。これは強大なイギリス共和国の権力をバックにし、被征服国（新植民地）を調査したもので、この島国の資本主義的開発と植民地的搾取のための基礎資料をえるのが目的でした。こういう例は、規模の大小はともかく、他にもあるでしょう。ですから『世界に異例』ではなく、先例があるのです。』（上杉正一郎、前掲書、185 ページ）と、語られる。
  - 10) 宮本 基『国勢調査要談』、西東書房、1907年、99～100 ページ。
  - 11) たとえば、花房は、「台湾の戸口調査は其の名の如く戸口調査なり故に固より戸口調査としての本来の目的を有せり即ち戸籍行政の一部及警察行政の目的を有せり」（花房直三郎「台湾戸口調査に就て」『統計集誌』第290号、1905年5月、199 ページ）と明確に断言する。
  - 12) 小島勝治・松野竹雄共編、前掲誌、35 ページ。
  - 13) 松田泰二郎、前掲書、184 ページ。
  - 14) 宮本 基、前掲書、99 ページ。
  - 15) 高野岩三郎「国勢調査ニ就テ」『国家学会雑誌』第21巻第3号、1907年3月、287 ページ。同『統計学研究』、大倉書店、1915年、265 ページ。
  - 16) 高野岩三郎、同上誌、第21巻第4号、1907年4月、496 ページ。同上書、275 ページ。
  - 17) 上杉正一郎、前掲書、185 ページ。
  - 18) 小島勝治・松野竹雄共編、前掲誌、37 ページ。
  - 19) 内閣統計局『大正九年国勢調査記述編』、東京統計協会、1933年、3 ページ。
  - 20) 総理府統計局編『八十年史』、255～256 ページ。
  - 21) 『日本国勢調査記念録』第2巻、日本国勢調査記念出版協会、1922年、44 ページ。
  - 22) 松田芳郎『データの理論——統計調査のデータ構造の歴史的展開——』（一橋大学経済研究叢書30）、岩波書店、1978年、98 ページ。
  - 23) 松田芳郎、同上書、99 ページ。
  - 24) 松田芳郎、同上書、99 ページ。